

社会福祉法人鹿児島市社会事業協会定款

昭和27年5月17日
社会福祉法人認可
厚生省鹿児島第118号

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 乳児院の経営
- イ 母子生活支援施設の経営
- ウ 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 保育所の経営
- イ 児童厚生施設の経営
- ウ 障害児通所支援事業の経営
- エ 障害児相談支援事業の経営
- オ 地域活動支援センターの経営
- カ 地域子育て支援拠点事業の経営
- キ 子育て援助活動支援事業の経営
- ク 放課後児童健全育成事業の経営
- ケ 子育て短期支援事業の経営

コ 一時預かり事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人鹿児島市社会事業協会という。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を鹿児島県鹿児島市山下町15番1号に置く。

第2章 評議員

（評議員の定数）

第5条 この法人に評議員8人以上12人以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員を含む5人で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者を評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

6 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

（評議員の任期）

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

る。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

（構成）

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。この場合、評議員会の開始日の5日前までに、各評議員に招集を通知する。

2 前項の規定にかかわらず，評議員全員の同意があるときは，招集の手続を経ることなく，評議員会を開催することができる。

3 評議員は，理事長に対し，評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して，評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第13条 評議員会の議長は，評議員会において出席した評議員の中からその都度互選する。

（決議）

第14条 評議員会の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず，次の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては，各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず，評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成する。

2 前項の議事録には，議長及び当該評議員会に出席した評議員の中からその評議員会において選出された議事録署名人2人が，前項の議事録に署名し，又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上9人以内
 - (2) 監事 2人又は3人
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1人を常務理事とすることができる。
 - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期を満了する時

でとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第21条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任免除）

第23条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第24条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額といずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職員）

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人が設置し、又は受託して経営する施設（以下「施設」という。）の長（以下「施設長」という。）は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

（構成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第28条 理事会は、理事長が招集する。この場合、理事会の開始日の5日前までに、理事及び監事に招集を通知する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 第1項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

（議長）

第29条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が出席しないときは、その理事会の議長は、出席した理事の中から互選により選出するものとする。

（決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる

ものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 鹿児島県鹿児島市鴨池一丁目8番地8所在の鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺2階建 鴨池保育園園舎1棟

(1階317.06平方メートル, 2階230.11平方メートル)

(2) 鹿児島県鹿児島市柳町3番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建(1階574.19平方メートル, 2階573.83平方メートル, 3階488.33平方メートル, 4階302.48平方メートル, 5階26.60平方メートル)の内、区分した建物の表示, 柳町3番2の17鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 やなぎ寮寮舎

(床面積1階部分387.76平方メートル, 2階部分380.57平方メートル, 3階部分295.49平方メートル, 4階部分295.49平方メートル, 5階部分24.48平方メートル)

(3) 鹿児島県鹿児島市真砂本町25番地10所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 なぎさ保育園園舎1棟

(1階209.10平方メートル, 2階86.05平方メートル)

(4) 鹿児島県鹿児島市下伊敷一丁目3306番地124所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 あたご保育園園舎1棟

(1階337.34平方メートル, 2階144.35平方メートル)

(5) 鹿児島県鹿児島市下伊敷一丁目3641番地13, 3641番地14所在の鉄筋コンクリ

ート造コンクリート屋根 2 階建 玉里保育園園舎 1 棟

（ 1 階337.27平方メートル， 2 階260.32平方メートル）

(6) 鹿児島県鹿児島市武一丁目35番地32所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 2 階建 柳田保育園園舎 1 棟

（ 1 階354.21平方メートル， 2 階240.24平方メートル）

(7) 鹿児島県鹿児島市田上一丁目26番地 8 ， 26番地 6 ， 26番地 7 所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 2 階建 田上保育園園舎 1 棟

（ 1 階321.21平方メートル， 2 階278.10平方メートル）

(8) 鹿児島県鹿児島市下伊敷二丁目2427番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 下伊敷保育園園舎 1 棟

（ 1 階457.85平方メートル， 2 階442.46平方メートル）

(9) 鹿児島県鹿児島市薬師二丁目41番地 9 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・かわらぶき 2 階建 やくし乳児院院舎 1 棟

（ 1 階488.17平方メートル， 2 階231.50平方メートル）

(10) 鹿児島県鹿児島市薬師二丁目41番地 9 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根・かわらぶき 2 階建 薬師保育園園舎 1 棟

（ 1 階365.51平方メートル， 2 階314.75平方メートル）

(11) 定期預金 100 万円

3 その他財産は，基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は，第40条第 1 項に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は，速やかに第 2 項に掲げるため，必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第33条 基本財産を処分し，又は担保に供しようとするときは，理事会及び評議員会の承認を得て，鹿児島市長の承認を得なければならない。ただし，次の各号に掲げる場合には，鹿児島市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸

付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第34条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類
(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

知的障害者福祉センターの経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、鹿児島市又は社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

（定款の変更）

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款を変更したときは、遅延なくその旨を鹿児島市長に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人鹿児島市社会事業協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

第1条 この法人は、財団法人鹿児島市社会事業協会の事業を継承する。

第2条 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事（会 長）	勝 目	清
理 事	中 村	栄 蔵
	増 田	静
	前 原	稔
	三 原	隼 治
	徳 田	富 実
	白 石	栄之助
	丹 下	幸 代
監 事	津 田	義 輝
	小 正	嘉一郎

付 則

この定款は、認可の日から施行し、第7条第2項の規定を除き、昭和62年4月1

日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、昭和62年2月13日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、昭和63年5月31日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、昭和63年9月19日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成元年9月12日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成5年10月13日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成7年2月13日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成7年8月10日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成8年3月6日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成8年12月14日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成9年2月25日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
ただし、第1条第2項第5号の規定は、平成9年9月9日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成9年11月18日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成10年11月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成11年6月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行する。

付 則

この定款は、認可の日から施行する。

付 則

この定款は、認可の日から施行する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行する。

付 則

この定款は、認可の日から施行する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。ただし、第1条第1号ア、ウ及び第2号ソの改正規定は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行する。

付 則

この定款は、認可の日から施行する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成25年2月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この定款は、認可の日から施行し、平成29年2月17日から適用する。

付 記

社会福祉法人認可	昭和27年5月17日	厚生省鹿児島第118号
定款一部変更認可	昭和27年9月15日	厚生省鹿児島第302号
定款一部変更認可	昭和30年3月1日	厚生省鹿児島第33号
定款一部変更認可	昭和35年9月1日	厚生省鹿児島第223号
定款一部変更認可	昭和55年9月9日	厚生省鹿児島第898号
定款一部変更認可	平成元年7月3日	青婦第502号
定款一部変更認可	平成4年6月1日	青女第170号
定款一部変更認可	平成4年10月26日	青女第773号
定款一部変更認可	平成6年3月31日	青女第100号
定款一部変更認可	平成6年3月31日	青女第151号
定款一部変更認可	平成7年5月8日	青女第2号
定款一部変更認可	平成8年8月30日	児福第12号

1. 定款（社会福祉法人鹿児島市社会事業協会定款）

定款一部変更認可	平成9年8月20日	児家第10号
定款一部変更認可	平成10年3月31日	児家第40号
定款一部変更認可	平成10年4月24日	児家第5号
定款一部変更認可	平成10年10月19日	児家第31号
定款一部変更認可	平成11年3月31日	児家第60号
定款一部変更認可	平成11年5月31日	児家第6号
定款一部変更認可	平成12年10月27日	児家第73号
定款一部変更認可	平成13年1月22日	児家第91号
定款一部変更認可	平成13年3月26日	児家第104号
定款一部変更認可	平成15年3月31日	児家第153号
定款一部変更認可	平成16年3月30日	児家第515号
定款一部変更認可	平成16年10月25日	児家第91号
定款一部変更認可	平成17年1月17日	児家第122号
定款一部変更認可	平成18年2月3日	子推第51号
定款一部変更認可	平成18年9月30日	子推第29号
定款一部変更認可	平成19年3月29日	子推第51号
定款一部変更認可	平成20年1月7日	子推第38号
定款一部変更認可	平成20年5月30日	子推第9号
定款一部変更認可	平成21年3月30日	子推第29号
定款一部変更認可	平成21年6月1日	子推第2号
定款一部変更認可	平成22年4月7日	子推第3号
定款一部変更認可	平成23年4月12日	子推第3号
定款一部変更認可	平成24年4月12日	子推第3号
定款一部変更認可	平成25年1月21日	子推第19号
定款一部変更認可	平成25年3月29日	子推第25号
定款一部変更認可	平成25年11月29日	子推第43号
定款一部変更認可	平成26年4月2日	保育第1号
定款一部変更認可	平成26年6月6日	保育第7号
定款一部変更認可	平成27年6月3日	保育第5号

1. 定款（社会福祉法人鹿児島市社会事業協会定款）

定款一部変更認可	平成28年 3 月31日	保育第23号
定款全部変更認可	平成29年 1 月11日	保幼第28号
定款一部変更認可	平成29年 4 月10日	保育第 2 号
定款一部変更認可	平成30年 1 月12日	保育第20号